30	牛皮	公.	<b>乂</b> 書開示	: (3月決定分)		<u>,,,</u>	<b>⇔</b> □ ′			相助	相中	) 条(	別フク	<u> </u>		
月整理番号	請年	求月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数		定区 非開示 不存在	存	1 2 号						非開示理由等	所管局部課等
1	H31.	2. 18	H31. 3. 1	<ul> <li>都営住宅等の住宅変更及び住宅交換実施基準 (平成10年5月1日付10住管管第66号)</li> <li>都営住宅等の住宅変更及び住宅交換事務処理要領 (平成10年4月1日付10住管募第125号)</li> </ul>	3	1										都市整備局都 営住宅経営部 指導管理課
2	H31.	2. 18	H31. 3. 1	①「住宅変更申請資格審査調書」にある住宅変更理由の「7管理上」福祉 事務所等公的機関からの意見書に関する資料全て。①について「福祉事務 所等公的機関からの意見書」の書式、形式、範囲、項目等の詳細、資料の 全て。			1	1								都市整備局都 営住宅経営部 指導管理課
3	H31.	2. 28	H31. 3. 1	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出のうち解体工事に係る台機(平成31年2月14日から平成31年2月27日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1										都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第二課
4	H31.	. 3. 4	H31. 3. 4	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成29年10月9日許可) ・決算変更届出書一式(第28期)	32	1					1				(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
5	H31.	2. 26	H31. 3. 5	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材 の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳 (平成31年2月12日から平成31年2月25日までの受付分) (東京都情報公開 条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1										多摩建築指導 事務所建築指 導第一課
6	H31.	2. 21	H31. 3. 6	都営住宅標準設計単価表(電気)(平成31年2月)			1								都営住宅標準設計単価表(電気)に係る複合単価の構成内容の単価が記録された文書は、東京都文書管理規則第 2条第17号に規定する資料文書に該当し、複合単価の算出・決定後は、事務の遂行上必要な期間が終了したものと して、保存期間の満了により廃棄している。 開示請求に係る公文書について、実施機関では既に廃棄しており、現在は存在しない。	都市整備局総 務部技術管理 課
7	H31.	2. 20	H31. 3. 6	第201回東京都都市計画審議会 議案・資料 第214回東京都都市計画審議会 議案・資料 第218回東京都都市計画審議会 議案・資料											東京都立図書館で閲覧等が可能であるため(東京都情報公開条例第18条第2項に該当)	都市整備局都 市づくり政策 部都市計画課
8	H31.	2. 20	H31. 3. 6	(1) 東京都市計画公園計画図 第5・7・18号明治公園(平成25年6月17日付都市計画変更) (2) 東京都市計画公園計画図 第5・7・18号明治公園(平成28年10月3日付都市計画変更) (3) 東京都市計画公園計画図 第5・7・18号明治公園(平成29年11月30日付都市計画変更)	*	1										都市づくり政 策部緑地景観 課
9	H31.	. 3. 1	H31. 3. 6	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材 の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る合帳 (平成31年2月1日から2月28日までの受付分) (東京都情報公開条例第7条 に規定する非開示情報を除く。)	4	1										都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第三課

該当するため	整理番		所管局部課等
該当するため (7条3号) 不動産鑑定会社が独自に収集した取引事例等の情報は、不動産鑑定会社が独 (7条3号) 不動産経費会社が発育した取引事例等の情報は、不動産鑑定会社が独 (7条3号) 不動産銀度工事費の支払金額制合は、マシュコン分譲単価、分譲スケジュール (7条3号) (東海経費) (7条3号) (東海経費) (7条3号) (東京経費) (東京経費) (東京経費) (7条3号) (東京経費)			
益率、高層棟建築工事費の支払金額割合は、当該土地及び特定施設建築物の評価・鑑定に ることにより、今後、特定建築者が行う工事発注、分譲、賃貸等における価格、条件等の1	10	(7条3号)不動産鑑定会社が独自に収集した取引事例等の情報は、不動産鑑定会社が独自に収集が含まれており、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な対るため (7条3号)販売費 (販売経費)、一般管理費、マンション分譲単価、分譲スケジュール、高層模種価、高層棟建築工事費の支払金額割合、賃料、還元利回り、安定供給期間、複合不動産の価格の査気収益率(上記を類推しうる情報を含む。)は、当該土地及び特定施設建築物の評価・鑑定に係る情報することにより、今後、特定建築者が行う工事を注、分譲、賃貸等における価格、条件等の設定に影事者間の自由な契約の妨げとなると認められるため (7条6号)販売費 (販売経費)、一般管理費、マンション分譲単価、分譲スケジュール、高層棟建築工事費の支払金額割合、賃料、還元利回り、安定供給期間、複合不動産の価格の査気収益率(上記を類推しうる情報を含む。)は、当事者間の自由な契約が妨げられることにより、今後、活動等の停滞を招き、ひいては、再開発事業の適正な遂行を妨げ、都の契約当事者として立場を不当れがあるため (7条4号)不動産鑑定士の直筆署名、印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条4号)不動産鑑定士の直筆署名、印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容のうち、容、又は推測に基づき設定した内容であり、公にすることにより、今後の当該関係機関との検討又に	エした情報 かけられ エキザー は 単本 大 投 り な な 単本 大 投 り 大 え 単 本 本 投 す 本 で か を 併
H31.2.27	11	(7条6号) 複合不動産の価格の査定値、高層棟建築工事費単価、販売費 (販売経費)、一般管理野 益率、高層棟建築工事費の支払金額割合は、当事者間の自由な契約が妨げられることにより、今後の 動等の停滞を招き、ひいては、再開発事業の適正な遂行を妨げ、都の契約当事者としての立場を不当 れがあるため (7条5号) 〇〇と協議中の内容は、当該事業に関連する関係機関の事業運営に関する情報のうち、 容、又は推測に基づき設定した内容であり、公にすることにより、今後の当該関係機関との検討又は	り、公にす 与え、当事 投事で販売活 等するおそ 確定な内
	12	(7条4号) 印影を公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を来す (7条2号) 情報提供依頼者及び開示請求者に係る郵便番号、住所、氏名及び電話番号は、個人にB り、特定の個人を識別できるため	25 45 45 45 45 45 45 45 45 45 45 45 45 45
東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類	13	(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すまめ。	れがあるた 都市整備局市 街地建築部建 設業課

3(	牛皮	公.	<b>乂</b> 書開示	(3月決定分)	I		・定区	/\		(坦)	拠規定	<b>ラ</b> ) タ	- /BI 7	久			
月整理番号		求月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数			存	5 1 2						9号	非開示理由等	所管局部課等
14	H31	.1.11	H31.3.12	・第1回築地まちづくり庁内検討会議事録(未定稿) ・第2回築地まちづくり庁内検討会議事録(未定稿) ・第2回築地まちづくり庁内検討会議事録(未定稿) ・第3回築地まちづくり庁内検討会議事録(未定稿) ・第4回築地まちづくり庁内検討会議事録(未定稿) ・第4回築地まちづくり庁内検討会議事配付資料のうち 資料2 築地再開発の検討の進め方 資料4「まちづくり方針」の構成イメージ(案) 資料4「まちづくり方針」和未像等 資料4「まちづくり方針」都市基盤施設の方針(道路アクセス) 資料7 「まちづくり方針」都市基盤施設の方針(交通結節点) 資料7 「まちづくり方針」段討会配付資料のうち 資料1「まちづくり方針」和市基盤施設の方針(歩行者ネットワーク) 資料1「まちづくり方針」和市基盤施設の方針(歩行者ネットワーク) 資料1「まちづくり方針」和市基盤施設の方針(歩行者ネットワーク) 資料1「まちづくり方針」和「基礎施設の方針(歩行者ネットワーク) 資料1「東ちづくり方針」和「基礎施設の方針(歩行者ネットワーク) 資料1「東ちづくり方針」まい可能の方針	0		1					1			1	都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることで、未成熟な情報が確定した情報と誤 解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、築地まちづくり検討委員会及び築地まちづくり庁内検討会に おける率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるほか、特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため	都市づくり政策部土地利用計画課
15	H31.	. 3. 1	H31. 3. 12	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 平成31年3月1日現在)	*	1											都市整備局市 街地建築部建 設業課
16	H31.	2. 28	H31. 3. 12	都営住宅30M-105東(北区王子本町二丁目)工事 工事設計内訳書 (総総括表、建築工事内訳書)	*	1											都市整備局東 部住宅建設事 務所建設課
17	H31.	. 3. 7	H31. 3. 12	都営住宅30H-119東(葛飾区新宿四丁目)工事 工事設計内訳書(総総括表、建築工事内訳書)	*	1											都市整備局東 部住宅建設事 務所建設課
18	H31.	2. 27	H31. 3. 13	全国的なボルト(とくに高カボルト=ハイテンションボルト)不足の現状 において、オリンピック・パラリンピック関連施設建設のためのボルト(保の対策の有無とその内容、ならびに、ボルト不足に関する都と国もしくは他の地方自治体または民間企業もしくは団体等との交渉または要請もしくは世の地方自治体または民間企業もの分かる文書。たとえば、都がナリンピック・パラリンピックエ事のために本開示請求受付の時点で確保したは確保を見込んでいるボルトの本数の記録、建設会社ならびにボルト製起会社との交渉記録、無事録、打ちわせ記録、面談記録、本記を記録、決裁書、知事からの指示の分かる文書、知事へのレクチャー等の内容の分かる文書、東京都工事における予定工事の遅延および工期延期に関する会議・協議、工期延期決定の事実およびその理由等の記録、等。				1								開示請求書に記載されたオリンピック・パラリンピック工事に係るボルト確保に関する事案、及びボルト不足に ついての他団体との接触に関する公文書はなく、本件開示請求に係る公文書について、都市整備局では作成及び取 得していないため、存在しない。	都市整備局総務部総務課
19	H31.	. 3. 7		東京都知事(〇)第〇〇号 ○〇株式会社に係る平成30年12月4日受付 第966号の宅地建物取引集者免許申請書(ただし、履歴事項全部証明書を 除く。)	28	1					1					(7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれが あるため。	都市整備局住 宅政策推進部 不動産業課

30:	中度 '	公プ	人書開示	(3月決定分)			+	7/\		( <del>1</del> 8	如 #B *	定)条	~ /Bil ¬	7 久			
月整理番号	請求年月日		決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	中	<i>*</i>	1号						9 号	非開示理由等	所管局部課等
20	H31. 2. 2	28 1	H31. 3. 13	東京都市計画河川神田川計画図(住所:東京都新宿区下落合一丁目〇〇番〇〇号)	1	1											都市整備局 都市基盤部 調整課
21	H31. 3. 7	7 1	H31. 3. 14	都営住宅標準設計単価表(電気)(平成31年2月1日版)複合単価構成表	*	1											都市整備局総 務部技術管理 課
22	H31.3.6	6 I	H31. 3. 14	泊江市元和泉○○における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る 平成29年の協定内容説明図、説明状況(東京都情報公開条例第7条各号に 規定する非開示情報を除く。)	4	1											多摩建築指導 事務所建築指 導第一課
23	H31. 3. 1	2 1	H31. 3. 14	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材 の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳 (平成31年2月26日から平成31年2月11日までの受付分) (東京都情報公開 条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1											多摩建築指導 事務所建築指 導第一課
24	H31. 1. 1	16 1	H31. 3. 15	- 会議等議事要旨記録票(平成30年6月11日) - 会議等議事要旨記録票(平成30年9月18日) - 会議等議事要旨記錄票(平成30年11月20日) - 会議等議事要旨記錄票(平成30年12月5日) - 会議等議事要旨記錄票(平成30年12月10日) - 会議等議事要旨記錄票(平成31年1月15日) - 会議等議事要旨記錄票(平成31年1月15日) - 会議等議事要旨記錄票(平成31年1月16日)	13	1											都市づくり政 策部土地利用 計画課
25	H31. 1. 1	16 1	H31. 3. 15	- 会議等議事要旨記録票(平成30年10月30日) - 会議等議事要旨記録票(平成30年12月21日) - 会議等議事要旨記録票(平成30年12月21日) - 会議等議事要旨記録票(平成30年12月25日)	13	1	ı					1			i	(7条5号)会議等議事要旨記録票(平成30年10月30日)の1枚目以外の部分並びに会議等議事要旨記録票(平成30年12月21日)及び会議等議事要旨記録票(平成30年12月25日)の1枚目及び2枚目以外の部分は、都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることで、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、築地まちづくり検討委員会及び築地まちづくり庁内検討会における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるほか、特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるため。	都市づくり政 策部土地利用 計画課
26	H31. 3. 1	3 1	H31. 3. 15	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成28年9月25日許可) ・決算変更届出書一式(第30期)	32	1	ı				1				i	(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
27	H31. 3. 8	8 1	H31. 3. 15	1(1)抽選会等の日程変更(延期)のお知らせ(日野平山アパート7、8号棟居住世帯)(2回地敷地内のゴミの処分について(八幡山アパート12、13、18、22号棟から移転世帯)(3) 団地敷地内のゴミの処分について(八幡山アパート27、30号棟から移転世帯)(4) 保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ(下馬アパートから4月1日入居許可日で移転世帯)(5) 移転先住宅使用許可日(予定)等の内容変更について(お詫びとお知らせ)(下馬アパート4期移転対象者) 2(1) 日野平山アパート移転説明会資料(対象号棟:7・8号棟)(2) 矢川北アパート「田期移転説明会資料(対象号棟:3・4・19号棟)(3) 矢川北アパート「田期移転説明会資料(対象号棟:12・13・14号棟)(4) 村山アパート移転説明会資料(対象号棟:7・8号棟 には、12・13・14号棟)(4) 村山アパート移転説明会資料(村山アパート70~82号棟居住世帯)	121	1											都市整備局西 部住宅建設事 務所管理課
28	H31. 3. 1	1 1	H31. 3. 15	「都営住宅30H-106西(多摩市販訪五丁目)工事その2」及び「都営住宅 30H-108西(多摩市諏訪五丁目)工事」に関する工事設計総括書、総総括 表、科目別内訳書、細目別内訳書及び仮設諸経費計算書	*	1											都市整備局西 部住宅建設事 務所建設課

30:	丰度 公	又書開示	: (3月決定分)		24	-	. //		( <del>1</del> 8	加坤	全) 条	/al 7	夂			
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	定区非開示	有	5 5 7 7 8 8 9 9						非開示理由等		所管局部課等
29	H31. 3. 14	H31. 3. 15	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材 の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出のうち解体工事 に係る台帳(平成31年2月28日から平成31年3月13日までの受付分)(東京 都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1											都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第二課
30	H31. 3. 4	H31. 3. 18	東京都市計画河川石神井川計画図(住所:東京都西東京市南町三丁目〇〇番〇〇号)	1	1											都市整備局 都市基盤部 調整課
31	H31. 3. 7	H31. 3. 18	東京都市計画河川石神井川計画図(住所:東京都西東京市南町三丁目〇〇 番〇〇号)	1	1											都市整備局 都市基盤部 調整課
32	H31. 3. 5	H31. 3. 19	・昭和22年1月31日第49回都市計画東京地方委員会議事速記録(議事記録以外の部分及び議事記録のうち議第381号の部分に限る。)・昭和22年11月7日第52回都市計画東京地方委員会議事速記録(議事記録以外の部分及び議事記録のうち議第390号及び議第391号の部分に限る。)	*	1											都市整備局都 市づくり政策 部都市計画課
33	H31. 3. 13	H31. 3. 19	東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履 歴事項全部延明書を除く。 (1)平成28年12月21日受付第1070号の宅地建物取引業者免許申請書 (2)平成29年9月19日受付第21561号の宅地建物取引業者名簿登載事項 変更届出書 (3)平成30年5月23日受付第20572号の宅地建物取引業者名簿登載事項 変更届出書 (4)平成31年2月7日受付第22851号の宅地建物取引業者名簿登載事項 変更届出書	43	1					1				号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容。 。	易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれが	都市整備局住 宅政策推進部 不動産業課
34	H31. 3. 13	H31. 3. 19	東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履 歴事項全部証明書を除く。 (1)平成28年11月7日受付第3239号の宅地建物取引業者免許申請書 (2)平成30年4月27日受付第40346号の宅地建物取引業者名簿登載事項 変更届出書	55	1					1				号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容。 。	易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれが	都市整備局住 宅政策推進部 不動産業課
35	H31. 3. 13	H31. 3. 19	東京都市計画河川神田川計画図(住所:東京都新宿区下落合一丁目〇〇番 〇〇号)	1	1											都市整備局 都市基盤部 調整課
36	H31. 3. 6	H31. 3. 19	(1) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-3街区) (2) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-4街区) (3) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-5街区) (4) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-6街区) (5) 敷地譲渡契約書(晴海五丁目西地区5-7街区)	*	1					1				第4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為 ため	を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそ	都市整備局市 街地整備部再 開発課
37	H31. 3. 18	H31. 3. 19	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書のうち工事経歴書各一式(第4・5・6・7・8期)	18	1					1				号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易	- にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるた	都市整備局市 街地建築部建 設業課

30	年度	公)	文書開示	: (3月決定分)		24	. — —	/\		/ <del>1</del> 8 th	地中	)条例	제구소	۷.		
月整理番号	請求年月日		決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示示	定区非開示	存	1 2 号 号						非開示理由等	所管局部課等
38	H31. 3. 1	11	H31. 3. 19	都営住宅30H-103東(江東区東砂二丁目第2)工事 工事設計内訳書(表紙、総総括表、建築工事内訳書)、 仮設諸経費計算書、一位代価表	*	1										都市整備局東 部住宅建設事 務所建設課
39	H31. 3. 1	13	H31. 3. 19	都営住宅30H-119東(葛飾区新宿四丁目)工事 工事設計内訳書(総総括表、建築工事内訳書)、 仮設諸経費計算書、一代価表	*	1										都市整備局東 部住宅建設事 務所建設課
40	H31. 3. 1	12	H31. 3. 20	2019年2月開催の西武鉄道新宿線(井荻駅〜西武柳沢駅間)連続立体交差 化計画の説明会において、会場内に掲示した都市高速鉄道及び関連する道 路計画の都市計画区域を示した図	*	1										都市整備局都 市基盤部交通 企画課
41	H28. 9. 2	29	H31. 3. 20	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第1項前段の規定による届出書(平成〇〇年度第〇〇号)の開示について第三者が反対の意思を表示したことがわかる文書一式(起案文書等を含む、)	36	1			1 1		1				(7条1号) 設計者作成図面は、公にすることにより、著作権法第18条第1項に規定する著作者の公表権を侵害することとなるため (7条2号) 個人の氏名、住所、郵便番号及びメールアドレスは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条2号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。また、建築物の間取りについては、公にすることにより、内部の管理の状況や設備が明らかとなり、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 築指導課
42	H31. 3.	6	H31. 3. 20	平成31年〇〇月〇〇日付30都市建企第〇〇号「建築士事務所立入調査の結果と対応について」	*	1				1		1			(7条3号) 建築士事務所に関する情報は、法人に関する情報であって、公にすることにより、特定の法人における、慣行として公にされない行政指導の内容が明らかになり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条6号) 行政指導の内容は、都の行う事務に関する情報であって、公にすることにより、建築士事務所の取り締まり事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため	都市整備局市 街地建築部建 築企画課
43	H31. 3. 1	11	H31. 3. 22	次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 (1) 東京都知事(〇)第〇〇号 ○○株式会社に係る平成30年4月20日受付第87号の宅地建物取引業者免許申請書 (2)東京都知事(〇)第〇〇号 ○○株式会社に係る平成30年8月28日受付第31463号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (3)東京都知事(〇)第〇〇号 ○○株式会社に係る平成31年2月28日受付の廃業等届出書	32	1			1	1	1				(7条2号)氏名、生年月日及び住所等は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 (7条3号)株主及び決算報告等は、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれるため。 (7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住 宅政策推進部 不動産業課
44	H31. 3. 1	11	H31. 3. 22	次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 (1) 東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る平成29年3月30日 受付第1435号の宅地建物取引業者免許申請書 (2)東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る平成30年7月10日 受付の廃業等届出書	29	1			1	1	1				(7条2号)氏名、生年月日及び住所等は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 (7条3号)株主及び決算報告等は、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれるため。 (7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局住 宅政策推進部 不動産業課
45	H31. 3. 1	19	H31. 3. 22	東京都市計画河川川口川計画図(住所:東京都八王子市川口町〇〇番〇〇 号及び〇〇号)	1	1										都市整備局 都市基盤部 調整課
46	H31. 1. 2	21	H31. 3. 22	・大規模盛土造成地の評価手法等検討調査業務委託 報告書(平成22年3月) 月) ・大規模盛土造成地第二次スクリーニング(モデル調査) 報告書(平成23年3月) (巻末資料を除く。)	389	1			1	1	-	1			(7条2号) 法人における担当者の氏名及び個人の顔貌は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 法人における特定の部署の電話番号及びFAX番号は、法人等の事業活動を行う上で通常関係者以外は知り得ない情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され業務上の支障が生じるなど、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条5号) FSの個及び優先度ランク等は、都の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあると考えられるため。	都市整備局市 街地整備部区 画整理課

30	年度 ·	公 <u>又</u>	文書開示	(3月決定分)		N				/+D:	ihn +8 c	5\ A7	/DI =	Æ	_		
月整理番号	請求年月日		決 定 年月日	公文書の件名	総枚数		定工工作,	存否応答拒否	5 1 号			5 号			9号	非開示理由等	所管局部課等
47	H31. 3. 1	8 H	H31. 3. 25	東京都市計画河川神田川計画図(住所:東京都中野区弥生町五丁目〇〇番 〇〇号)	1	1											都市整備局 都市基盤部 調整課
48	H31. 3. 1	3 H	H31. 3. 26	建設業許可業者名簿(東京都知事許可 平成31年2月分)	*	1											都市整備局市 街地建築部建 設業課
49	H31. 3. 2	?5 H	H31. 3. 26	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成30年4月20日許可) ・決算変更届出書各一式(第2期・第3期) ・変更届出書一式(平成30年3月28日受付)	92	1					1					(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるた め。	都市整備局市街地建築部建設業課
50	H31. 3. 2	25 H	H31. 3. 26	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式 (平成26年4月25日許可)	33	1					1					(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
51	H31. 3. 2	26 H	H31. 3. 26	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成29年3月15日許可) ・変更届出書一式(平成30年6月22日受付)	19	1					1					(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
52	H31. 3. 2	26 H	H31. 3. 26	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 決算変更届出書(第26期)のうち各一枚 - 表紙(別紙8) - 工事経歴書(電気通信工事業)	2	1					1				l	(7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市 街地建築部建 設業課
53	H31. 3. 2	1 00		(1) 部屋決め抽選会および今後の予定等について (日野平山アパート7・8号棟居住世帯) (2) 移転先の抽選方法について (日野平山アパート7・8号棟居住世帯) (3) 日野平山アパートの書類回収のお知らせ (日野平山アパート7・8号棟居住世帯) (4) 入居手続書類の審査および今後の予定等について (府中矢崎町アパート7・8号棟居住世帯) (4) 入居手続書類の審査および今後の予定等について (府中矢崎町アパート7・8号棟居住世帯) (6) 東大泉アパート(4期) 移転説明会の開作について (東大泉アパート(4期) 移転説明会の開催について (東大泉アパート(4期) 移転説明会の会場変更等のお知らご案内について (東大泉アパート13、14号棟居住世帯) (6) 19 18 18 18 18 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	67	1											都市整備局西 部住宅連課 務所管理課

ડા	平乃	至公	<u> </u>	(3月決定分)					/ <del> </del>	1 +hn +E	<u> </u>	A /DI	1 7 /2		
月整理番号		求月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数		定工作開示	子 1 号		3 4 号				非開示理由等	所管局部課等
54	H31	. 3. 13	H31. 3. 27	・意見交換会資料(平成31年2月5日)のうち都市整備局作成分P1~P7・意見交換会資料(平成31年2月25日)のうち都市整備局作成分P5~P14	17	1									都市づくり政 策部土地利用 計画課
55	H31	. 3. 13	H31. 3. 27	東京都市計画都市高速鉄道第10号線(平成24年東京都告示第1447号)に係 る都市計画の図書・計画図〔東京都決定〕(その3)	*	1									都市整備局都 市基盤部交通 企画課
56	Н31	. 3. 20	H31. 3. 27	(1) 新宿二丁目アパート 粗大ごみ置き場設置のお知らせ (2) 王子本町アパート 部屋割り抽選会のお知らせ (3) 坂下一丁目アパート 坂下一丁目アパート (4号線)のお知らせ (3) 坂下一丁目アパート 坂下一丁目アパート (4号線)のお知らせ (3) 坂下一丁目アパート 坂下一丁目アパート (4号線)の移転について (お知らせ) (5) 板 (4 回り) (6) 死川で (5) 板 (4 回り) (6) 死川七丁目仲道アパート 移転説明会資料,移転日程表 (7 定)、改良住宅の建替移転に伴う確整の提出について、居住者調査について、移転先住宅見(条資料 (7) 一ツ家二丁目アパート 入居時期の変更のお知らせ (8) 第2長後町アパート 「移転先任宅の通加」等の変更のお知らせ、8 部2長後町アパート 「移転先住宅の通加」等のお知らせ、8 部2長後町アパート 「移転先住宅の通加」等のお知らせ、8 部2長後町アパート (3 加版)、「抽選会の日時」「移転先住宅の取消し・追加予定」等のお知らせ、「20 上沼田第2アパート 移転先住宅の通加及び取消について(重要)、移転先住宅関係資料 (3 加大・20 上沼田第2アパート 移転税会資料、移転日程表(予定)、移転先往宅関係資料 (3 加大・20 上沼田第2アパート 移転税出選会のお知らせ (10) 第2中島アパート・平井中町保資料、居住者調査票、移転先住宅見学会のお知らせ、(11) 平井中町アパート・平井中町保資料、居住者調査票、移転先住宅見学会のお知らせ、平井中町アパート・平井中町民生アパート 移転説明会資料 「3) 移転税の書帳にのお知らせ、平井中町アパート・平井中町民生アパート 移転説明会開催のお知らせ、(13) 青山北町アパート移転説明会開催のお知らせ、(13) 青山北町アパート移転説明会開催のお知らせ、新築住宅への戻り移転について、居住者意向調査票、青山北町アパートへの移転について	190	1									都市整備局東部住宅機設事務衝
57	H31	. 3. 14	H31. 3. 28	・意見交換会資料(平成31年2月5日)のうち都市整備局作成分 P1~ P7 ・意見交換会資料(平成31年2月25日)のうち都市整備局作成分 P5~ P14	17	1									都市づくり政 策部土地利用 計画課
58	H31	. 2. 21	H31. 3. 28	・第○○回東京都建築審査会議事録(議案第○○号及び第○○号以外の部分を除く。) ・第○○回東京都建築審査会議事録(議案第○○号、第○○号及び第○○ 号以外の部分を除く。)	*	1									都市整備局市 街地建築部調 整課

5	U午B	至 公	<b>X</b> 書用示	(3月決定分)		決	定区分	<del>}</del>		(根抄	処規定	E)条	例 7	条	$\blacksquare$		
月雪玛君号	<u> </u>	求月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開新開	非常不	存否応答拒否	1 2 号	3号	4号:	5 6 号 号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
5	9 H31	. 2. 21	H31. 3. 28	(1) 第○回東京都建築審査会配付資料 (2) 第○回東京都建築審査会配付資料 ただし、以下の資料以外の部分を除く。 ・上記(1)のうち、(仮称)○○建替計画における1-1、4-1-1 から4-1-12まで、5-1、5-2-1から5-2-7まで、6-1、6-3並びに6-4-1及び6-4-2 ・上記(2)のうち、(仮称)○○及び(仮称)○○における1-2、4-1-1から4-1-20まで、5-1、5-2-1及び5-2-2、6-1、6-3並びに6-4-1及び6-4-2 ・上記(2)のうち、〇空設工事(仮称)第86条第3項許可申請書における1-2、4-1-1から4-1-9まで、5-1-1、5-2-1、6-1、6-4及び6-5	*	1			1 1	1					計	(7条1号) (仮称)○○建替計画における6-1、6-3及び6-4-1並びに(仮称)○○及び(仮称)○○ 計画における6-3並びに6-4-1及び6-4-2は、未公表の著作物であるため (7条2号)法人の担当者の氏名及び肩書は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条3号)法人における特定の部署の電話番号は、法人の事業活動を行う上で通常関係者以外は知り得ない情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され業務上の支障が生じるなど、当該法人等の事業 運営上の地位が損なわれると認められるため	都市整備局市街地建築部調整課
6	) H31	. 3. 15	H31. 3. 28	小金井市緑町○○の一部に関する建築基準法旧第43条第1項ただし書許可 (平成27年9月)に係る道に関する協定図(東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く)	1	1											都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第二課
6	1 H31	. 3. 13	H31. 3. 29	築地まちづくり方針(素案)について、1月23日から2月21日まで実 施したパブリックコメントとして収受した意見(202通のうち6通)	*	1											都市づくり政 策部土地利用 計画課
6	2 H31	. 3. 13	H31. 3. 29	築地まちづくり方針(素楽)について、1月23日から2月21日まで実 施したパブリックコメントとして収受した意見(202通のうち196 通)	*	1			1	1	1				号述のの(当法で選(	(7条2号)個人の氏名、住所(在住地)、年齢、性別、メールアドレス、電話番号、FAX送信場所、FAX番号、勤務先、所属、肩書、写真(顔の部分)、イメージパース、署名等の部分において特定の法人等との関係を記述した箇所、競技及びその状況について言及した部分並びに開設したブログの情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利益を害するおそれがあるため。 7条3号)特定の法人等に関する言及及び法人の財務情報は、法人等に関する情報であって、公にすることはより、当該法人の事業連営上の地位が損なわれると認められるため。 法人等のメールアドレス、電話番号及びFXX番号は、法人等の事業活動を行う上で通常関係者以外は知り得ない情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され業務上の支障が生じるなど、当該法人等の事業産営上の地位が損なわれると認められるため。	都市づくり政 策部土地利用 計画課
6	3 H31	. 3. 14	H31. 3. 29	築地まちづくり方針(素案)について、1月23日から2月21日まで実施したパブリックコメントとして収受した意見(202通のうち6通)	*	1											都市づくり政 策部土地利用 計画課

	0年	<u> </u>	乂書用亦	(3月決定分)													
						決	定区	分		(根	拠規	(定)	条例	] 7 条	ξ		
J 3 3 7 5	<b>Ě</b>	清 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開開示開示	非開示	不存在 招召	子后 1号	2号	3 4 号	5号	6号:	7 8号号	9号号	非開示理由等	所管局部課等
6	4 нз	31. 3. 14	H31. 3. 29	築地まちづくり方針(素案)について、1月23日から2月21日まで実施したパブリックコメントとして収受した意見(202通のうち196通)	*	1				1	1 1					(7条2号)個人の氏名、住所(在住地)、年齢、性別、メールアドレス、電話番号、FAX送信場所、FAX番号、助務先、所属、肩書、写真(顔の部分)、イメージパース、署名等の部分において特定の法人等との関係を記述した箇所、親族及びその状況について言及した部分並びに開設したプログの情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を書するおそれがあるため(7条3号)特定の法人等に関する言及及び法人の財務情報は、法人等に関する情報であって、公にすることより、当該法人の事業置上の地位が損なわれると認められるため、法人等のメールアドレス、電話番号及びFAX番号は、法人等の事業活動を行う上で通常関係者以外は知り得ない情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され業務上の支障が生じるなど、当該法人等の事業 遭営上の地位が損なわれると認められるため (7条4号)印影は、公にすることより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市づくり政 第部土地利用 計画課
6	5 H3	31. 2. 13	H31. 3. 29	第一次宅地造成工事規制区域に係る指定図書一式及び関係図面(建設省告 示第2279号に基づくもの)	24	1											都市整備局市 街地整備部区 画整理課
6	6 H3	31. 2. 13	H31. 3. 29	第二次宅地造成工事規制区域に係る指定図書一式及び関係図面 (建設省告 示第2794号に基づくもの)	63	1											都市整備局市 街地整備部区 画整理課
6	7 нз	31. 3. 25	по 1. о. 29	(1) 八王子中野町アパート移転説明会の開催について(八王子中野町アパート移転対象世帯)(2) 移転説明会資料(中野山王三丁目アパート・)(八王子中野町アパート移転対象世帯)(3) 当面の租大ゴミ置き場について(八王子中野町アパート移転対象世帯)(4) 新荣間取り見学会のおわらせ(八王子中野町アパート移転対象世帯)(5) 郁屋決め 抽選会および今後の予定等について(八王子中野町アパート移転対象世帯)(6) 移転先住宅の追加及び見学会のお知らせ(八王子中野町アパート移転対象世帯)(6) 移転先住宅の追加及び見学会のお知らせ(八王子中野町アパート移転対象世帯)(6) 移転対象世帯)(7)	35	1											都市整備局西 部住宅建設事 務所管理課
6	8 H3	31. 3. 22	H31. 3. 29	東久留米市浅間町〇〇及び〇〇に関する建築基準法旧第43条第1項ただし 書許可(平成22年11月)に係る道に関する協定書、協定承諾書及び協定図 (東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。)	2	1											都市整備局多 摩建築指導事 務所建築指導 第二課

## 表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

## <(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

## く公文書の件名>

- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。